# 京都経済センター自動販売機設置要領

### 1 設置条件

- (1)設置する自動販売機の種類 カップ式飲料用自動販売機(給水はタンク方式とする)
- (2)設置場所及び台数 京都経済センター3階 総合受付付近 1台 (別添図面参照)
- (3) 大きさ及びアレンジ
  - ① 大きさ幅 1.500 mm、奥行き 800 mm以内(外部タンクを含む。ゴミ箱含まず。)
  - ② デザイン 周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に 努めること。

## (4) 安全·衛生対策

① 転倒防止等

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)等を遵守した安全確保を行うこと。また、 設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

② 衛生管理

衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。販売 について、法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受 けていること。

#### (5) 取扱商品等

- 販売品にはミル挽きコーヒーが含まれていること。
- ② コーヒーの味・風味において本格的なものであること。
- ③ 全商品フタがついた状態で提供でき、持ち運びに際して飲料がこぼれないよう 配慮されていること。
- ④ カップに関して、容量、質など利用者に充分に配慮されていること。

#### (6) 設置期間

令和2年3月1日から令和2年3月31日 但し、必要に応じ1年間期間を延長できるものとし、その後も同様とする。

## (7) 販売手数料

歩合制とし、毎月月末締め、翌月末までの振込払いとする。

#### (8) 設置会社の負担により行うべき内容

- ① 自動販売機、ゴミ箱、汚れ防止マット等の必要備品並びに販売促進に繋がる備品の設置
- ② 漏電漏水対策装置の設置
- ③ 設置にあたり必要とする電源工事以外の工事費用
- ④ 商品の補充・変更、品質の管理及び廃棄物の回収・廃棄
- ⑤ 機械のメンテナンス
- ⑥ 自動販売機及び周辺の清掃

### 2 企画書の必要記載事項

以下の項目について、簡潔明瞭に記載すること。

- (1) 社名、代表者名、本社所在地及び電話番号
- (2) 担当営業所の所在地、電話番号、担当エリア、体制図、配置人員数
- (3) 設置自動販売機の機種・機能、商品構成(カタログ等を添付すること。)
- (4) 商品補充作業、廃棄物の回収・廃棄の方法
- (5) メンテナンス、故障時の対応方法
- (6) 品質管理の方法
- (7) 販売手数料の割合(「売上額の %」と具体的な提案を記載すること。)
- (8) その他アピールポイント

#### 3 設置会社の選定方法

公益財団法人京都産業21で選定委員会を構成し、提出された企画書の審査をし、設置会社を決定します。なお、審査の評価項目は次のとおりです。

評価項目	内容
デザイン、商品内容	自動販売機のデザイン、取扱商品等
安心・安全面の取組	衛生管理、持ち運び対策等
管理体制	メンテナンス、廃棄物回収頻度、故障時の対応方法等
販売手数料	1ヶ月間の販売手数料
社会貢献、環境配慮	ユニバーサルデザイン、電力消費量等の省エネ対策、災
等	害対策、その他独自取組み等

### 4 応募について

#### (1) 応募期間

令和2年1月16日(木)午前9時から、令和2年1月24日(金)午後5時まで (郵送の場合は必着)

### (2) 提出先

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階 公益財団法人京都産業21 京都経済センター支所 施設管理グループまで 郵送または持参してください。

TEL:075-708-3333 FAX:075-708-3262

## (3) 企画書の様式

A 4 サイズ (別紙様式1)

#### (4) 提出部数

1部(提出された書類は返却いたしません)

#### 5 選考結果の通知方法

後日文書にて結果のみ通知します。不採用理由及び選考結果等についての問い合わせには一切応じません。

### 6 契約の締結について

設置契約については、上記の条件を踏まえて締結します。

以 上